

## 中間報告書( 委員案) 補足資料

(平成21年度)

- 学校規模について及び学級編成替え慣行の ..... P1 ~P3  
生成について
- 国際比較 ..... P4 ~P6
- 文部省通達 ..... P7 ~P9

安芸高田市学校規模適正化委員会

2009.11.12.

様

宇都宮大学・教育学部・教授  
遠藤忠

関連する資料をお送りします。

ついでに、思いつくままでが、コメントめいたものを以下に書き連ねます。多忙のため記憶に頼って書いたものです。思い違いなどもあるかもしれません、参考になれば幸いです。

### 《学校規模について及び学級編成替え慣行の生成について》

メモ

ご存じの通り、学校の適正規模とは「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」による表現です。同施行令によりますと「学級数がおおむね12学級から18学級までである」学校が、適正規模の学校というわけです。

この法律の制定は、昭和33年ですが、同じ頃、学校教育法施行規則に「小学校の学級数は、12学級以上18学級を標準とする」という規定が登場しています。もともと、この規定は明治期の小学校令に遡ることができます、そこでは、上限のみを定め、下限については言及がありませんでした。上限についての見定めたのは、過大規模の学校をさけ、学校の分離独立の道を開くためであり、一方、下限について規定しなかったのは、当時、数多くあった僻地における教育の普及を図るためにではなかったかと思います。

下限についての規定が現れたのが、昭和33年の改正によると考えております。

さて、問題は、「なぜ、下限が12学級と定められたか」という問題ですが、財政難の一方で教育の整備・充実を図ろうとした結果、学校の統廃合を進める必要性から下限を定めたのではないかと思います。その結果、昭和30年代から40年代にかけては全国的に統廃合が推進され、それに対する激しい反対運動も各地で見られました。そのことは当時の報道や出版物などでも確かめられると思います。

ところで、次の問題は、「今日では、なぜ、クラス替えができる学校規模が、適正規模の根拠となったか」ということです。

このような根拠は、おそらく、この規定が現れた昭和33年当時には、考えられていなかったと思われます。

なぜなら、わが国的小学校では明治の末以来、学級担任の「持ちあがり」が理想と考えられていたからです。担任の「持ちあがり」とは、「入学から卒業まで一人の教員が継続して学級担任を続けること」であり、わが国では、明治の30年前後に小学校の現場に生まれた考え方であり、その後急速に広まり、明治の末には、学級担任配置の「理想型」とまでいわれた方式です。それ以前の担任配置は、学年固定式と呼ばれるもので、一年生を担

任する教員は継続して一年を担任し続けるものでした。この方式の利点は、それぞれの学年の教育内容に精通した教員を配置するというもので、当時厳格に行われていた落第制度に対応した学力重視の担任配置方式がありました。

一方、「持ちあがり」は、生徒指導（生活指導）重視の担任配置方式であり、長年にわたって、教員が同じ児童たちを担任し、理解を深め、信頼関係を築き、そのことを基盤として、児童相互の人間関係を望ましいものに調整し、作り上げていく、というねらいをもった方式なのです。児童が不登校に陥らないよう、学校でいじめが起こらないよう、協力して学習に励むよう、学級内の人間関係を良好なものにつくるという点に、大きなねらいがありました。

「持ちあがり」方式が、望ましい学級担任の配置方式と考えられていたのは、地方によっても差がありますが、昭和20年代くらいまでで、30年代から、40年代にかけて大きく変化していきます。変化の要因の一つは、戦中から続く教員の人材難です。たとえば、「でもしか教師」なる言葉が誕生したのは昭和20年代前半の混乱期においてありました。この時は、教員資格ももたない人々が教員として採用され、しかも、数ヶ月でよりよい職場へ転職していくというような現象が頻発しておりました。しかし、この時の、イメージはその後長く残り、戦後の教員像の中に染みこんでいきます。そして、昭和30年代から40年代の高度成長期の中で、我が子の教育に夢を託す多くの親たちが登場します。こうした状況の中で、学級担任配置をめぐる苦情や紛争が日常化したと想像しております。

小学校でいえば、6年一貫の担任配置方式である「持ちあがり」が退けられ、周期的に学級担任を替え、クラス替えをする方式が急速に広まっていきます。このことによって、担任にまつわる親たちの苦情を緩和し、また、時として紛争の隠れた要因である子ども同士、親同士の対立・葛藤を解消しようとしたのです。

そして、今日、担任替え・クラス替えの周期は短縮化し、昭和30年代には三年程度であったものが、後に二年が一般化し、近年では、全国の適正規模（クラス替えできる）の小学校のおよそ半分が一年の周期、すなわち、毎年、担任替えとクラス替えをするようになっております。おそらく、担任替え・クラス替えによって親たちの苦情・不満に対応することは限界に来ており、そのことが、公立校批判、公立校離れという現象と結びついていると思われます。

担任替え・クラス替えができる規模という考え方には、学校における紛争緩和や解消をねらった学校経営上のねらいをもつたものということができます。いわゆる教育困難校などでは、ある学級を担当する先生たちの疲弊が著しく、毎年、担任を替えなくてはもたないという状況があるのも事実です。しかし、そのことが安易に慣習化することは、学校経営の質の劣化そのものであり、教員が仕事を通じて成長する道を閉ざすことにもなると思います。全国的に、担任替え・クラス替えの周期が急速に短縮化していることは、学校現場の困難さが増しているとも解釈できますが、何時までも、逃げの経営を続けていれば、学校教育は一層劣化してしまうとも憂慮しています。

適正規模、標準規模という言葉は、もともとは、教育が適切に行える規模という意味であるべきです。

明治の頃、標準規模について上限のみの規定しかなかったというのは、教員あるいは校

長の目の届く人数、学級数（教員数）という考え方で決められたと想像するのも、可能ではないかと思います。したがって、少人数については問題を感じなかった、というわけです。

しかし、今日では、子供たちの相互作用を通しての教育という視点が重要なものとして浮かび上がっております。担任替え・クラス替えができる規模という視点とは別に、子供たちがさまざまな異質性を乗り越えて、仲良くなり、協力し合えるようになり、学校や社会をよりよいものとするような共通の目標や夢をはぐくめるようになるには、ある程度の集団規模が必要なのだ、という主張はもつともなことだと思います。

ただし、それがどの程度の人数なのかは一概に決めつけることはできないと思います。どのような教育を行うのか、具体的な教育目標や、教育方式によってさまざまな答えがあると思います。クラス替えができるということが決め手になるとも思えません。

学校統廃合の背景には、当該市町村の財政問題が常に絡んでくると思います。したがって、教育論など後付けで、結論ありきという場合もままあるように思われます。もちろん、教育論も、一般的なレベルでは上述のように明確な道筋を示すものではありません。「地域に学校を残す」という地域の利益か、「統廃合して、負担軽減を図ろう」とする全体の利益かという対立が内包されている場合が少なくないと思いますが、地域、学校の実情を踏まえた教育論がおこなわれることが、結論はどうあれ、大切なことだと思っております。

# 教 育 指 標 の 国 際 比 較

平 成 21 年 版

文 部 科 学 省

# 11.1 学級当たり児童・生徒数

(2006年) (人)

	初等教育			前期中等教育（普通プログラム）		
	国公立 教育機関	私立 教育機関	国公立・私立 教育機関の合計	国公立 教育機関	私立 教育機関	国公立・私立 教育機関の合計
	1	2	3	4	5	6
オーストラリア	23.3	25.6	23.9	23.2	25.3	24.0
オーストリア	19.6	21.1	19.7	23.9	24.4	23.9
ベルギー	m	m	m	m	m	m
カナダ	m	m	m	m	m	m
チェコ共和国	20.3	16.8	20.2	23.4	21.2	23.3
デンマーク	20.0	16.3	19.5	20.5	18.3	20.1
フィンランド	m	m	m	m	m	m
フランス	22.4	22.8	22.5	24.1	24.9	24.3
ドイツ	22.1	22.9	22.1	24.7	25.7	24.7
ギリシャ	18.7	20.8	18.9	21.8	22.1	21.8
ハンガリー	20.1	19.0	20.0	21.4	21.1	21.4
アイスランド	18.3	15.5	18.2	19.8	12.0	19.7
アイルランド	24.5	m	m	20.1	m	m
イタリア	18.4	19.5	18.4	21.0	21.8	21.0
日本	28.2	33.3	28.3	33.2	35.7	33.3
韓国	31.6	31.7	31.6	36.0	35.0	35.8
ルクセンブルグ	15.6	18.5	15.8	19.5	21.2	19.8
メキシコ	19.7	21.3	19.8	29.8	25.8	29.5
オランダ	x(5)	x(5)	22.4	m	m	m
ニュージーランド	m	m	m	m	m	m
ノルウェー	a	a	a	a	a	a
ポーランド	20.3	11.9	20.1	25.0	17.8	24.7
ポルトガル	18.6	22.1	19.0	22.5	23.7	22.7
スロバキア共和国	19.8	19.0	19.7	22.9	22.3	22.8
スペイン	19.3	24.1	20.7	23.8	26.6	24.7
スウェーデン	m	m	m	m	m	m
スイス	19.5	16.1	19.4	19.1	19.2	19.1
トルコ	27.5	17.9	27.2	a	a	a
イギリス	25.8	12.3	24.5	23.7	12.0	22.4
アメリカ合衆国	23.6	19.4	23.1	24.9	19.3	24.3
OECD各国平均	21.5	20.4	21.5	23.8	22.6	24.0

(補注) ① 各教育段階に在籍する児童・生徒数を学級数で除して算出している。各国間の比較を可能にするため特殊教育を除外している。データに含まれるのは普通のプログラムのみであり、また、通常の学級単位でなく少人数に分かれて行われる学習は除外している。

② 10の(補注)も参照。

(出典) OECD『図表でみる教育 2008年版』(インディケータD2:学級規模と教員一人当たり生徒数)

## 学級編制基準

国名	学校段階	学級編制基準(単式学級)	備考				
日本	小学校 中学校 高等学校	<p style="text-align: center;">〔上限人数〕 40人 40人</p> <p style="text-align: center;">〔標準人数〕 40人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」</li> <li>○左記の数を標準として、都道府県教育委員会が定める。ただし、都道府県教育委員会は、児童・生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、左記の標準を下回る基準を定めることができる。</li> <li>○「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」</li> <li>○左記の数を標準として、学校の設置者である地方公共団体の教育委員会が定める。ただし、やむを得ない事情がある場合及び学校の設置者である地方公共団体の教育委員会が生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この限りでない。</li> </ul>				
アメリカ合衆国	<p style="text-align: center;">〔カリフォルニア州例〕 就学前教育</p> <p>第1～3学年</p> <p>第4～8学年</p> <p style="text-align: center;">〔ケンタッキー州例〕 就学前教育～第3学年 第4学年 第5～6学年 第7～12学年</p>	<p style="text-align: center;">〔上限人数〕</p> <p>学級編制基準は、就学前教育を含めたすべての初等中等教育段階について定めている場合のほか、初等教育を中心として特定の学年についてのみ定めるなど、州によって定めている内容が異なる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学区内の平均学級規模が31人を超えることなく、かつ33名を超える学級がないこと。</li> <li>・学区内の平均学級規模30人を超えることなく、かつ32名を超える学級がないこと。</li> <li>・学区の当該会計年度の教員1人当たり児童数が1964年の教員1人当たり児童数に関する州内平均(29.9人)あるいは同年の当該学区の数値のいずれか大きい数値を上回らないこと。</li> </ul> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>24人</td> <td>28人</td> <td>29人</td> <td>31人</td> </tr> </table>	24人	28人	29人	31人	<p>カリフォルニア州教育法第41376条及び第41878条、及びカリフォルニア州教育局Fact Book 2008. Handbook of Education Information, pp.132-133</p> <p>ケンタッキー州教育法第157.360条(Kentucky Revised Statutes, Last Updated November 10, 2008)</p>
24人	28人	29人	31人				
イギリス	初等学校 第1～2学年 第3～6学年 中等学校	<p style="text-align: center;">〔上限人数〕 30人 なし なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○1998年教育水準・新学校法により導入。</li> <li>○第1～2学年以外の学年は従来通り基準はない。</li> </ul>				
フランス	小学校  中等学校	<p style="text-align: center;">なし  なし</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校：教育法典第D.211-9条により、学級編制基準は大学区視学官(県レベルの国民教育省の出先機関)が毎年決定することとされており、全国的な編制基準は設けられていない。</li> <li>○中等学校：教育法典第R.421-2条により、学級編制は各校の権限とされており、全国的な編制基準は設けられていない。</li> </ul>				
ドイツ	<p style="text-align: center;">〔ノルトライン・ヴェストファーレン州の例〕</p> <p>初等教育 基礎学校 第1～4学年</p> <p>前期中等教育 ハーフ・トゥーシュ 第5～10学年 斜體字 第5～10学年</p>	<p style="text-align: center;">〔標準人数〕 24人 24人 28人</p> <p style="text-align: center;">〔範囲〕 18～30人 18～30人 26～30人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校法(2005年2月15日制定、2008年6月24日改正)第93条第2項の施行に関する省令(2005年3月18日制定、2008年4月30日改正)。</li> <li>○特別な理由がある場合、左記の「範囲」を上回る、あるいは下回ることが認められる。</li> </ul>				
ロシア連邦	初等・中等学校	<p style="text-align: center;">〔上限人数〕 25人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「普通教育機関に関する標準規程」(2001年3月19日ロシア連邦閣僚会議承認)</li> </ul>				
中国	<p>小学校</p> <p>中等学校 前期(初級中学) 後期(高級中学)</p>	<p style="text-align: center;">〔標準人数〕 都市部 40～45人</p> <p style="text-align: center;">農村部 適宜設定</p> <p style="text-align: center;">45～50人 45～50人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教育部2002年6月26日付通知</li> <li>○左記の数値を参考に、省、自治区、直轄市が定める。</li> </ul>				
韓国	初等学校 中学校 高等学校	なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○初等・中等教育法施行令第51条の規定により学級編制基準は、地方教育庁の長である教育監が決定する。</li> </ul>				

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各都道府県知事

文初財503号  
昭和31年11月17日

文部事務次官

公立小・中学校の統合方策について

公立小・中学校のうちには小規模の学校が多く、これらの中学校においては、一般に教員の適正な配置や施設費も充実をはかるが、この結果の向上を図ることのが困難であることは、この問題の重要な性質にかんがみ、さきに中央教育審議会に諮問された。文部省における現状申答は、この問題の意義にじゅうぶん考慮を払い、地方の実情に即し答申の趣旨を施策の目的として、貴重なる参考となるとともに、貴重な意見をもたらすことをお願いする。

参考として、文部省における統合の趣旨に従つて所要の措置を講じ、具体的な事項については、お導書を作成する等により目的の達成に努める所存であるが、このことについては、おって連絡する。

公立小・中学校の統合方策についての答申（昭和31年11月15日）

(別紙)

本審議会は、公立小・中学校の統合方策について、特別委員会を設けて審議を行つて得た結果に基き、総会においてさるに慎重に審議し、次の結論に到達しました。

記

公立小・中学校のうち小規模学校の占める割合は大きく、これら的小規模学校は教員組織の充実と施設設備等の拡充を図る上に困る事が多いので、これを適正な規模にまで統合することが義務教育水準の向上と学校経費の合理化のため重要なことである。

特に、こどり年数でありますから、この問題は、合併市町村ではその建設計画において地域の文化的中心規模学校の統合を促進するものであります。そこで、小規模学校の統合を促進するには、まずは市町村における学校の統合が最も重要となることである。

これららの諸点にかんがみ、次の要領により積極的計画的に実施する必要がある。

- 一 学校統合の基本方針について
- 1 国おおむね一二学級ないし一八学級を標準とすること。  
2 おおむね二学級を標準とする場合は、通常の児童生徒を最適距離限度とすると児童生徒に対する影響が適度である。  
3 おおむね二学級を標準とする場合は、通常の児童生徒を最適距離限度とすると児童生徒に対する影響が適度である。
  - 二 学校統合による施設の建築費について
    - 1 児童生徒の通学距離を考慮して、さらに実情に即した通学距離の基準を定めること。
    - 2 小学校は、各種振興法に基づく補助金等の配分に応じて、必要な施設の建設費を助成すること。
    - 3 国は、各種振興法に基づく補助金等の配分に応じて、必要な施設の建設費を助成すること。

三 交通機関の設置について

    - 1 国は、各種振興法に基づく補助金等の配分に応じて、必要な施設の建設費を助成すること。
    - 2 国は、各種振興法に基づく補助金等の配分に応じて、必要な施設の建設費を助成すること。
    - 3 国は、各種振興法に基づく補助金等の配分に応じて、必要な施設の建設費を助成すること。

各都道府県教育委員会教育長 殿

記

### 公立小・中学校の統合について

学校統合の方策については、昭和三一年に「公立小・中学校の統合方策について」（昭和三一年一一月一七日付文部省第五〇三号文部事務次官通達）をもつて通達されていふところであり、教育委員会におかれてもよくお下記の如きの御配慮をお願いします。

### 記

1 学校統合の意義及び学校の適正規模については、さきの通達に示しているところであるが、学校規模を重視することは避けなければならない。また、地域住民等との間に紛争を生じたたり、通学上著しい困難を招いたりするこゝとは、小規模学校が好ましい場合もあることには留意すること。

2 ① 通学距離及び通学時間の児童・生徒の心身に与える影響、児童・生徒の安全、学校の教育活動の実施への影響等を十分検討し、無理のないよう配慮すること。  
② 学校の持つ地域的意義等をも考えて、十分に地域住民の理解と協力を得て行うこと。  
③ 統合後の学校の規模が相当大きくなる場合や現に適正規模である学校について更に統合を計画する場合、運営上の問題点をも慎重に比較考慮して決定すること。

文初財431号  
昭和48年9月27日

文部省初等中等教育局長  
文部省管理局長